

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 19 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ 株式会社 環研 カシキイシャ カンケン
 住所 大阪府摂津市鳥飼銘木町6番15号
 代表者氏名 フリガナ 代表取締役 亀山 透 ダイエイウツシマリヤク カヤマ トオル
 電話番号 072-653-2144
 FAX番号 072-654-0864
 メールアドレス info@kanken24.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 19 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 環研
住 所 大阪府摂津市鳥飼銘木町6番15号

代表者氏名 代表取締役 亀山 透

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 <small>カンケン</small> 環研		
住 所	大阪府摂津市鳥飼銘木町6番15号		
フリガナ 代表者の氏名	<small>カメヤマ トオル</small> 亀山 透		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 年 月 更 日
(1) 代表者の氏名	代表取締役 盛上悦男 代表取締役 西端邦彦	代表取締役 亀山透	
(2) 役員の氏名	取締役 杉本充治 取締役 鎌倉宏之 監査役 川上直也	取締役 亀山盛厚 取締役 山原義武 監査役 亀山弘美	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 7 年 2 月 19日

申請者

氏名又は名称	株式会社 環研
住 所	大阪府摂津市鳥飼銘木町6番15号
代表者氏名	代表取締役 亀山 透

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府摂津市鳥飼銘木町6番15号
株式会社環研

会社法人等番号	1209-01-009222	
商号	株式会社環研	
本店	大阪府摂津市鳥飼上三丁目19番54号	
	大阪府摂津市鳥飼銘木町6番15号	平成13年 1月25日移転
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和61年9月13日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 給排水設備機器、空調設備機器、太陽熱温水器の設計施工並びに清掃維持管理 2 便槽、浄化槽、浴槽の製造販売並びに清掃維持管理 3 一般廃棄物、産業廃棄物の収集業並びに同処理業 4 水質、大気、土壌汚染、騒音等環境整備関係の調査、測定、分析業務 5 土木工事業 6 建築工事業 7 管工事業 8 塗装工事業 9 電気工事業 10 電気通信工事業 11 とび・土工工事業 12 しゅんせつ工事業 13 不動産の売買、賃貸借、交換、仲介、管理 14 和洋食店及び喫茶店の経営 15 日用品雑貨、玩具、事務用機器、家庭用電気機器の販売 16 前各号に附帯する一切の業務 	
発行可能株式総数	640株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	

役員に関する事項	取締役	杉本 充治	令和 3年10月20日重任
			令和 3年11月16日登記
			令和 4年 8月29日辞任
			令和 4年 8月30日登記
	取締役	柴原 二三博	令和 3年10月20日重任
			令和 3年11月16日登記
			令和 5年10月20日重任
			令和 5年11月13日登記
	取締役	大島 吉治	令和 3年10月20日重任
			令和 3年11月16日登記
			令和 5年10月20日重任
			令和 5年11月13日登記
	取締役	西端 邦彦	令和 3年10月20日重任
			令和 3年11月16日登記
			令和 5年 4月28日辞任
			令和 5年 5月 1日登記
取締役	盛上 悦男	令和 3年10月20日重任	
		令和 3年11月16日登記	
		令和 4年 8月29日辞任	
		令和 4年 8月30日登記	
取締役	鎌倉 宏之	令和 3年10月20日重任	
		令和 3年11月16日登記	
		令和 4年 8月29日辞任	
		令和 4年 8月30日登記	

	取締役 <u>亀山透</u>	令和4年8月30日就任
		令和4年8月30日登記
	取締役 <u>亀山透</u>	令和5年10月20日重任
		令和5年11月13日登記
	取締役 <u>亀山盛厚</u>	令和4年8月30日就任
		令和4年8月30日登記
	取締役 <u>亀山盛厚</u>	令和5年10月20日重任
		令和5年11月13日登記
	取締役 <u>山原義武</u>	令和4年8月30日就任
		令和4年8月30日登記
	取締役 <u>山原義武</u>	令和5年10月20日重任
		令和5年11月13日登記
大阪市福島区野田二丁目9番13号 代表取締役 <u>西端邦彦</u>		令和3年10月20日重任
		令和3年11月16日登記
		令和5年4月28日辞任
		令和5年5月1日登記
大阪府堺市東区大美野163番地40 代表取締役 <u>盛上悦男</u>		令和3年10月20日重任
		令和3年11月16日登記
		令和4年8月29日辞任
		令和4年8月30日登記
大阪市大正区北村一丁目8番13号 代表取締役 <u>亀山透</u>		令和4年8月30日就任
		令和4年8月30日登記
大阪市大正区北村一丁目8番13号 代表取締役 <u>亀山透</u> ✓		令和5年10月20日重任
		令和5年11月13日登記

	監査役	川上直也	令和1年6月27日就任
			令和1年6月27日登記
			令和4年8月29日辞任
			令和4年8月30日登記
	監査役	亀山弘美	令和4年8月30日就任
			令和4年8月30日登記
	監査役	亀山弘美	令和5年10月20日重任
			令和5年11月13日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		令和1年6月27日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社		平成17年法律第87号第13.6条の規定により平成18年5月1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社		平成17年法律第87号第13.6条の規定により平成18年5月1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年10月14日移記		



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和7年2月17日

大阪法務局北大阪支局

登記官

田井地かすみ



定 款

令和4年8月30日改定

株式会社 環研

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社環研と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 給排水設備機器、空調設備機器、太陽熱温水器の設計施工並びに清掃維持管理
- 2 便槽、浄化槽、浴槽の製造販売並びに清掃維持管理
- 3 一般廃棄物、産業廃棄物の収集業並びに同処理業
- 4 水質、大気、土壌汚染、騒音等環境整備関係の調査、測定、分析業務
- 5 土木工事業
- 6 建築工事業
- 7 管工事業
- 8 塗装工事業
- 9 電気工事業
- 10 電気通信工事業
- 11 とび・土工事業
- 12 しゅんせつ工事業
- 13 不動産の売買、賃貸借、交換、仲介、管理
- 14 和洋食店及び喫茶店の経営
- 15 日用品雑貨、玩具、事務用機器、家庭用電気機器の販売
- 16 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府摂津市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の期間を置く。なお、当社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(公告方法)

第5条 当社は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、640株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第8条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株主取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が当社所定の書式による請求書に記名押印し、共同して提出しなければならない。利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める事由による場合には、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株主質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定める事ができる。
- 3 基準日後株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合において、基準日株主の権利を害しないときは、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該株主総会において権利を行使する株主と定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時

株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(招集通知)

第14条 株主総会を招集するには、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、株主総会の日日の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主が代理人によってその議決権を行使しようとするときは、その代理人の数は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社は、取締役3名以上8名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役の選任決議は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

2 代表取締役のうち1名は取締役社長とする。

3 取締役会は、その決議により、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

2 取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第25条 取締役会議事録については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第27条 当会社は、監査役1名以上を置く。

(監査役の選任)

第28条 監査役の選任決議は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第30条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第32条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

令和4年8月30日改定

この定款は原本と相違ない事を証明する

令和 6年 12月 27日

摂津市烏飼銘木町6番15号

株式会社 環 研

代表取締役 亀山 透



